

# お知らせ

令和 2 年 5 月 8 日  
(一財) 福島県自動車会議所

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことにより、自動車検査証の有効期間が延長されることとなったため、希望番号予約済証等の有効期限についても、下記のとおり延伸することとしましたのでお知らせします。

## 記

◎対象 福島県全域（福島、会津、郡山、白河、いわきナンバー）

(1) 希望番号予約済証等の有効期限が、  
令和2年6月1日～令和2年6月30日になっているもの

(2) 希望番号予約済証等の有効期限が、  
令和2年4月17日～令和2年5月31日になっているもの  
(令和2年4月17日付で令和2年6月1日に延伸されているものの再延伸)

(3) 希望番号予約済証等の有効期限が、  
令和2年2月28日～令和2年3月31日になっているもの  
(令和2年2月28日付で令和2年4月30日に延伸され、令和2年4月17日付で令和2年6月1日に再延伸されているものの再々延伸)

但し、『白河』管轄（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町）の『福島』ナンバーは対象外です。（令和2年5月8日で終了）

また、有効期限が令和2年4月1日～令和2年4月16日のものも対象外となります。

◎延伸 希望番号予約済証等の有効期限を令和2年7月1日とします。

※ナンバー再交付、交換についても同様の扱いとします。